

## 憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

### 第19回 財政からみる民主主義

#### 1. 財政の基本原則

- ・ 国の財政（国家がその任務を行うために必要な財力を調達し、管理し、使用する作用）は、国会が、その基本を定め、統制しなければならない（83条）。
- ・ 租税（国または地方公共団体が、その課税権に基づいて、その使用する経費に充当するために、強制的に徴収する金銭給付）については、国会が、法律によって、定めなければならない（84条）。
- ・ 国費を支出し、または国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする（85条）。

#### 2. 公金・公の財産の支出・利用の制限

- ・ 国や地方公共団体の所有する公金・公の財産は、国民の負担と密接に関係するので、適切に管理され民主的にコントロールされることが必要である。
- ・ 日本国憲法は、公金・公の財産を、宗教上の組織・団体の使用・便益・維持のため、または公の支配に属しない慈善・教育・博愛の事業に対して、支出し、またはその利用に供してはならないと規定している（89条）。
- ・ 89条前段（宗教上の組織・団体のための支出・利用の制限）は、政教分離の原則を財政面から規定したものである。後段（慈善・教育・博愛事業に対する支出・利用の制限）の立法趣旨については、学説上、公費濫用防止説や自主性確保説などが対立しており、また、「公の支配」の意義をめぐって、特にいわゆる私学助成制度（私立学校振興助成法）が本条に違反するか否かについては、議論がある。

#### 3. 予算と決算

- ・ 予算（一会計年度における国の財政行為の準則）は、内閣が作成し、国会に提出し、その審議を受け、議決を経なければならない（86条）。予算は、国家の行為を規律する法規範である。その法的性格については、行政であるという見解、法律であるという見解、特殊な国法形式であるという見解が対立している。国会が予算を修正する際、減額修正は自由にできるが、増額修正ができるか否かについては議論がある。予算と法律が不一致の場合には、内閣は、必要な措置を講じる必要がある。

- ・ 決算は、会計検査院が検査し、内閣が国会に提出し、その審議を受け、議決を経なければならない (90 条)。ただし、決算は、予算と異なり、法規範性はない。
- ・ 日本国憲法は、少なくとも年 1 回は国会と国民に対して国の財政状況を報告することを内閣に義務付ける (91 条) が、国会に対する報告義務があるのは当然である (72 条、62 条、63 条) ので、本条の意義は、専ら国民に対する報告義務を明文化することにある (なお、財政法 46 条参照)。

## Quiz

Q19-1 財政に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- ア. 国の財政に対する国会の監督の実効性を確保するため、日本国憲法は、内閣は国会に対し、少なくとも四半期ごとに、国の財政状況について報告しなければならないと定めている。
- イ. 日本国憲法は、国費の支出は国会の議決に基づかなければならないと定めているが、国が債務を負担することについてはそのような定めをしていない。
- ウ. 内閣の作成した予算は、国会の審議を受け議決を経なければならないが、参議院が衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて 30 日以内に議決しないときは、衆議院の議決が国会の議決とされる。
- エ. 予見し難い予算の不足に充てるため予備費の制度が設けられているが、いわゆる財政民主主義の原則から、日本国憲法は、予備費の支出について、事前に国会の承諾を得なければならないと定めている。
- オ. 日本国憲法は、あらたに租税を課し又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とすると定めているが、納税義務者、課税標準、徴税の手続はすべて法律に基づいて定めなければならないと同時に法律に基づいて定めるところにまかせられているとするのが判例である。
1. ア、エ    2. ア、オ    3. イ、ウ    4. イ、エ    5. ウ、オ

(平成 20 年度国家公務員採用 II 種試験)

Q19-2 予算の法的性質については、次の A～C の 3 つの説がある。A～C 説に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

- A 説：予算は本来行政行為であり、議会の政府に対する意思表示である。
- B 説：予算は、法規範性を有するが、法律とは異なった国法の一形式である。
- C 説：予算は法律それ自体である。
1. A 説の根拠としては、法律にも租税特別措置法のような効力期間が限定された時限法があることが理由として挙げられる。
2. A 説の下では、国会による予算の増額修正および減額修正はともに否定される。
3. B 説の根拠としては、予算は国家機関のみを拘束するものであり、直接国民を拘束するものではないことが理由として挙げられる。
4. B 説の下では、予算と法律の不一致の問題は生じない。
5. C 説に対しては、財政民主主義の原則と矛盾するという批判があてはまる。

(平成 22 年度地方上級公務員採用試験)